

平成19年度道路交通管理統計の概要

国土交通省 道路局 道路交通管理課

1 はじめに

道路交通管理統計調査は、全国の道路における道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即した望ましい道路交通管理のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年度実施しているものである。

本調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定され、道路管理者が管理しているすべての道路を対象としており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含まれていない。

調査項目については次のとおりである。

道路管理の現況

- ・道路監理員の任命状況
- ・道路管理用車両の保有状況
- ・道路パトロールの実施実績
- ・道路情報管理施設等の設置状況

異常気象時の対応

- ・道路災害の発生状況
- ・異常気象時の通行規制実績
- ・異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績
- ・道路情報モニターの活動実績

違法車両の取締り等

- ・車両取締り機器等の設置状況
- ・道路標識による高さ、総重量等の制限の状況
- ・特殊車両の指導取締り実績
- ・路上放置車両の処理実績

2 平成19年度道路交通管理統計の概要

1 道路管理の現況

道路交通管理統計においては、道路管理の現況を知るため、道路の管理体制、施設の整備状況について調査を行っている。

《道路情報管理施設等の設置状況について》

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、又は道路利用者に当該情報を提供するために設置される施設であり、道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等が含まれる。

(1) 道路情報板等の設置状況

平成20年4月1日現在における主な施設の整備状況は、道路情報板が22,214基（うち電光式16,152基）、車両監視用テレビは16,390基、ビーコンは3,008基等となっている。近年においては、電光式道路情報板や警報表示板による道路利用者への道路情報提供の充実を図るとともに、車両監視用テレビや交通量測定器による道路の利用状況の把握に努めている。（表1、図1、図2参照）

表1 道路情報管理施設等の設置状況（平成20年4月1日現在）

道路種別	道路情報板 (基)					警報表示板 (基)			車両監視用テレビ (台)			交通量測定器 (基)			路側放送 (区間)	ビーコン (基)	道路交通 遮断装置 (基)	
	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	計	トンネル	その他	計	料金所	その他	計				
高速自動車国道	6	55	0	4,952	5,013	953	0	953	2,014	680	2,694	0	3,352	3,352	184	1,624	132	
本州四国連絡道路	0	20	5	124	149	29	8	37	53	43	96	36	22	58	2	18	0	
都市高速道路	1	4	20	1,308	1,333	158	0	158	1,063	1,469	2,532	716	4,864	5,580	39	585	22	
一般国道	指定区間内	269	43	7	3,240	3,559	1,545	173	1,718	2,369	6,000	8,369	0	1,034	1,034	111	504	695
	指定区間外	153	340	796	2,120	3,409	1,112	69	1,181	238	183	421	0	13	13	26	11	159
都道府県道	99	670	2,490	2,366	5,625	858	200	1,058	158	224	382	0	20	20	25	4	855	
市町村道	140	84	616	296	1,136	241	192	433	67	217	284	3	4	7	5	3	65	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	0	84	0	1,064	1,148	206	0	206	424	122	546	0	648	648	19	259	87
	地方道路公社	27	84	49	682	842	222	19	241	671	395	1,066	661	152	813	22	0	378
計	695	1,384	3,983	16,152	22,214	5,324	661	5,985	7,057	9,333	16,390	1,416	10,109	11,525	433	3,008	2,393	

注(1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。

(2) 道路情報板の種類は、「道路情報装置の規格について」(昭和47年9月27日付け建設省道企発第52号道路局企画課長通達)に、下記の区分とした。

A型 : オーバーヘッド型式のもの。

B型 : 路側設置型で表示幕により表示するもの。

C型 : 路側設置型で表示板により表示するもの。

電光式 : オーバーヘッド型、路側設置型といった型式にかかわらず、電光又はLEDにより文字を形成するもの。

(3) 警報表示板は、専らトンネル内事故、雪崩等災害の発生を表示するものを、トンネル内事故発生を表示するため設置したものとその他のものを区別して計上した。

(4) 車両監視用テレビは、道路交通の状態を監視するため設置したテレビカメラで、トンネル内の状態を監視するためのものとその他のものを区別して計上した。

(5) 路側放送とは、路側に設置された中波放送機(モノポールアンテナ、誘導通信ケーブル)により、車載のカーラジオを通じて、道路交通情報を常時提供できるシステムをいい、中波放送機1基の放送区間を1箇所とし、同一区間であっても、2基の放送機によって上下線で異なる放送を行っている場合は、2箇所として計上した。

(6) ビーコンとは、VICS(道路交通情報通信システム:電波を用いて、リアルタイムで道路交通情報等運転者が必要とする情報を車載のコンピュータに提供するシステム)における発信器として、道路管理者が路側に設置したものをいう。

図1 道路情報管理施設等の設置状況(平成20年4月1日現在)

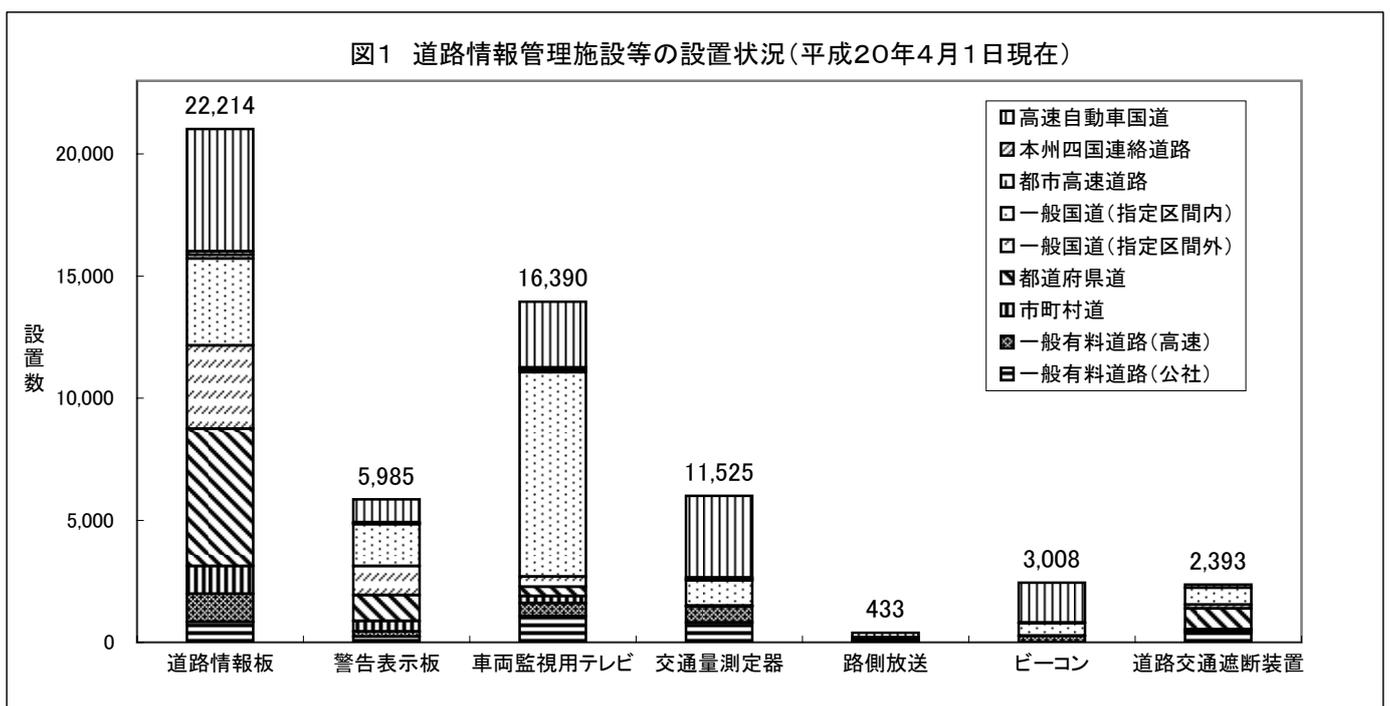
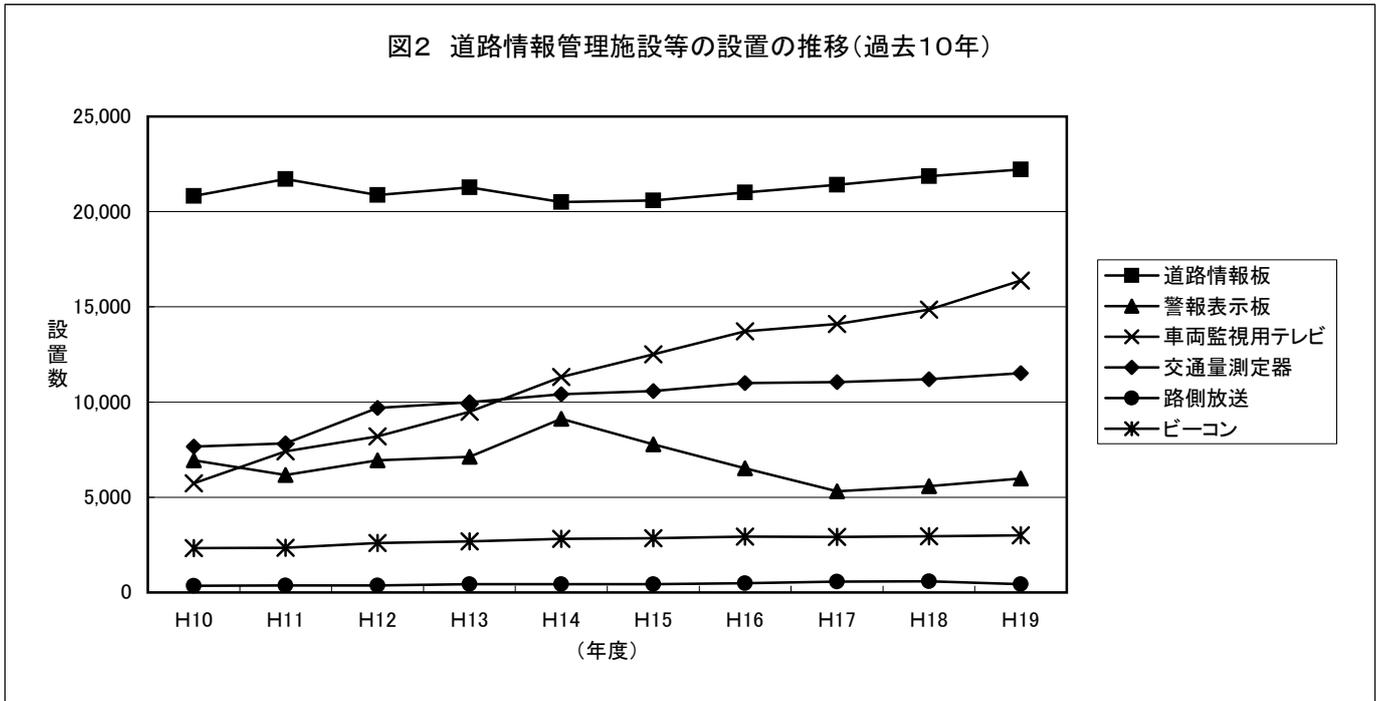


図2 道路情報管理施設等の設置の推移(過去10年)



(2) 気象観測装置の設置状況

平成 20 年 4 月 1 日現在における主な施設の整備状況は、雨量計が 7,320 基、温度計が 6,255 基、積雪深計が 2,555 基、風速計が 2,537 基となっている。(表 2、図 3、図 4 参照)

表 2 気象観測装置の設置状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

道路種別	雨量計				温度計			積雪深計			路面凍結観測装置			風速計			視程障害観測装置			
	道路管理者設置		その他の者の設置	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	
	自動伝達	その他																		
高速自動車国道	845	79	0	924	809	4	813	119	0	119	655	97	752	692	1	693	404	0	404	
本州四国連絡道路	14	0	0	14	21	0	21	0	0	0	23	0	23	23	2	25	18	0	18	
都市高速道路	45	0	0	45	118	0	118	11	0	11	80	0	80	59	1	60	21	0	21	
一般国道	指定区間内	1,266	30	53	1,349	1,333	285	1,618	761	63	824	982	34	1,016	756	28	784	147	1	148
	指定区間外	175	30	568	773	407	942	1,349	463	67	530	302	47	349	84	33	117	52	2	54
都道府県道	438	127	1,315	1,880	545	1,041	1,586	615	136	751	415	99	514	220	101	321	217	38	255	
市町村道	390	366	1,343	2,099	272	240	512	95	201	296	73	19	92	193	137	330	0	3	3	
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	89	21	0	110	87	2	89	2	0	2	100	0	100	76	2	78	23	0	23
	地方道路公社	93	28	5	126	102	47	149	11	11	22	68	26	94	98	31	129	134	10	144
計	3,355	681	3,284	7,320	3,694	2,561	6,255	2,077	478	2,555	2,698	322	3,020	2,201	336	2,537	1,016	54	1,070	

注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等其他機関に貸与しているものを含む。
 (2) 自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管理者の事務所等に観測結果を伝達するものをいう。
 (3) 視程障害観測装置とは、透過率計、I T V等の霧、吹雪等による視程障害の程度を観測する装置をいう。

図3 気象観測装置の設置状況(平成20年4月1日現在)

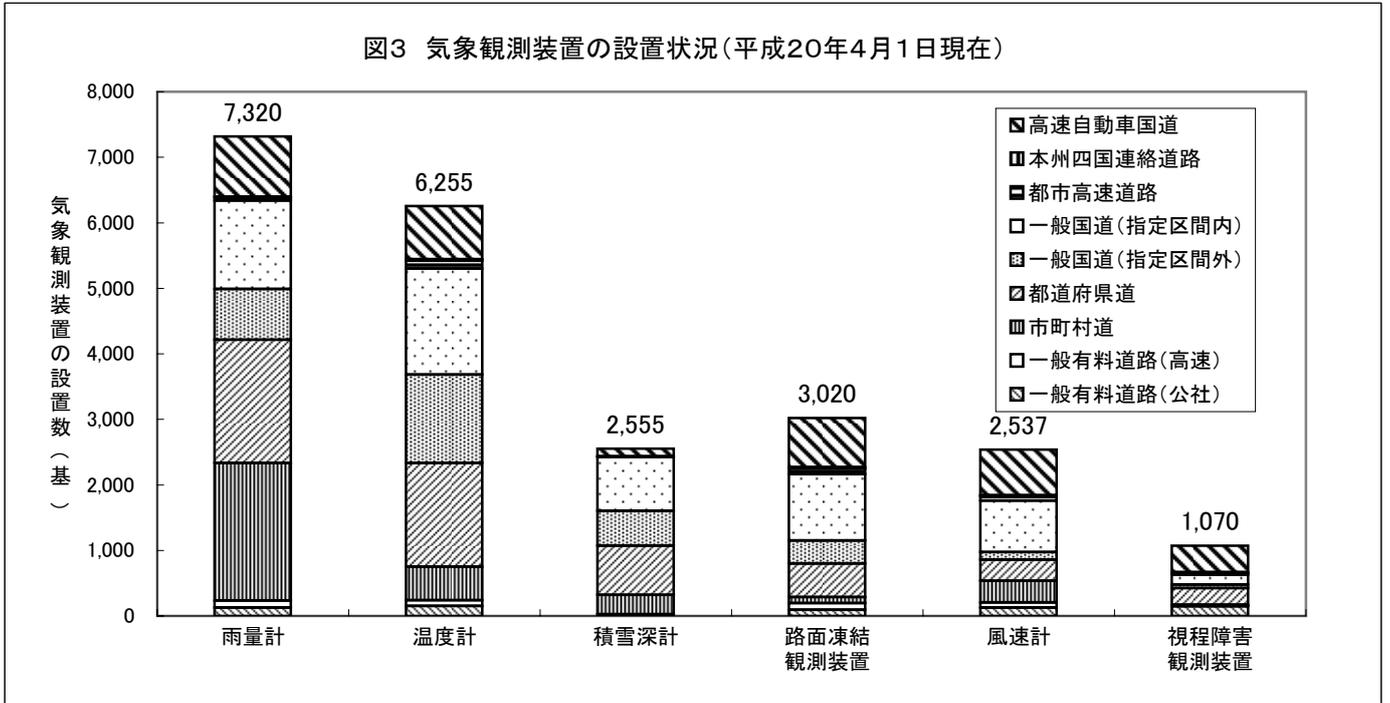
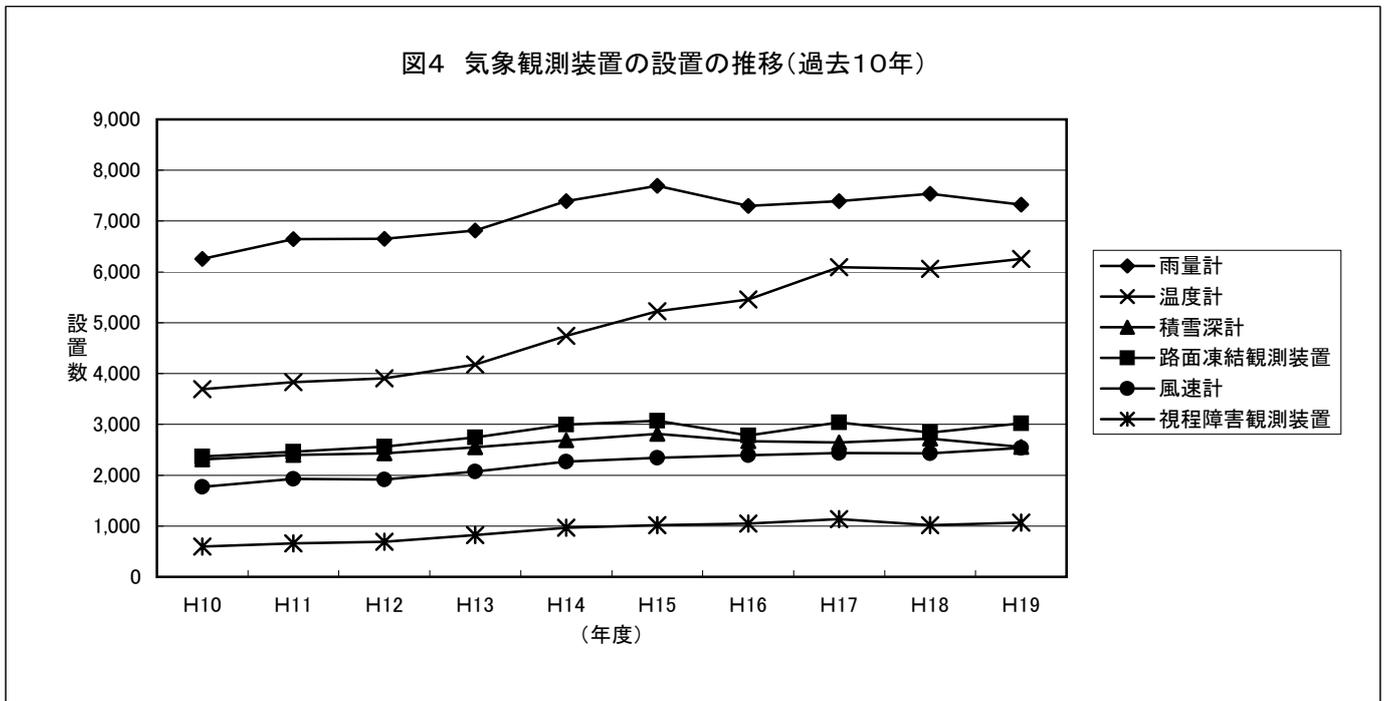


図4 気象観測装置の設置の推移(過去10年)



2 異常気象時の対応

《異常気象時における通行規制実施について》

豪雨、地震等の異常気象時において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、各道路管理者は、通行規制基準、通行規制区間を定め、事前の通行規制を実施している。

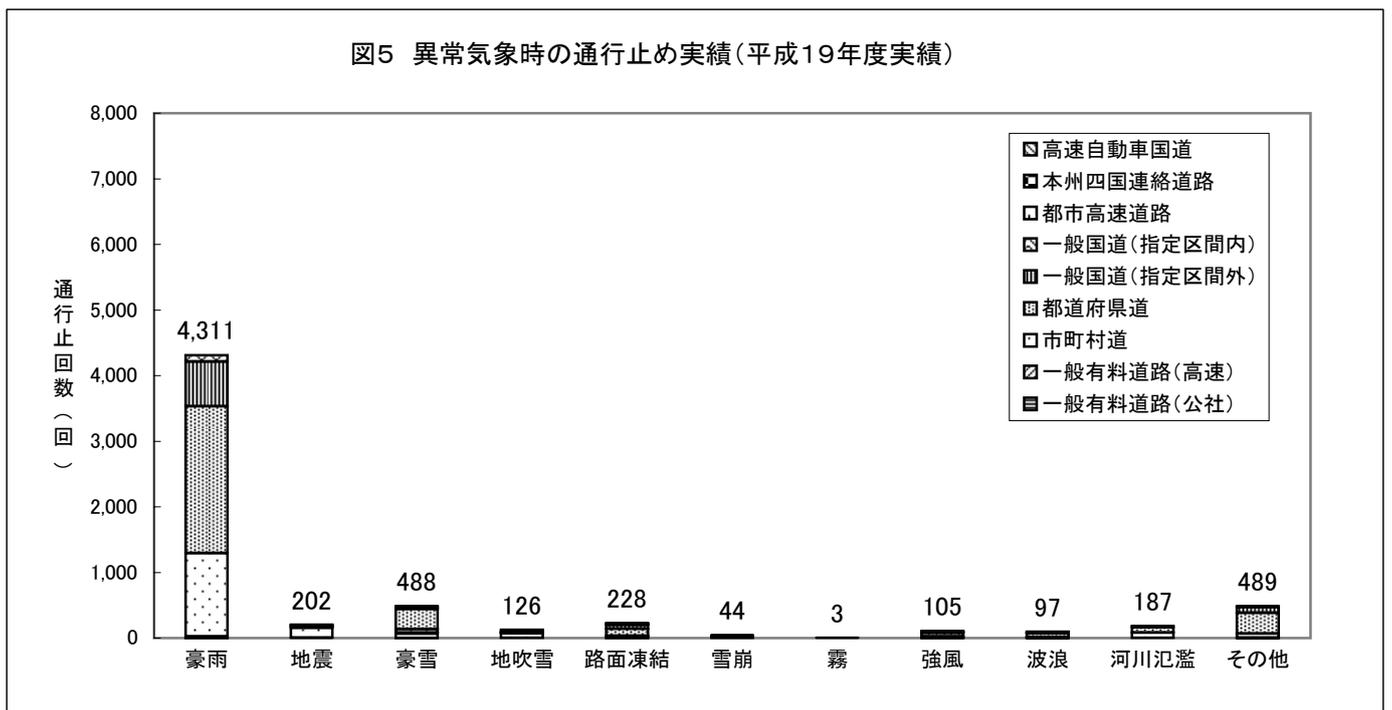
平成19年度の通行規制実績は、通行止回数で6,280回となっており、うち豪雨によるものが4,311回と全体の約69%を占めている。(表3、図5参照)

表3 異常気象時の通行止回数（平成19年度実績）

原因		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計	
規制区内外の別														
道路種別														
高速自動車国道	内	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	外	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	
	計	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	
本州四国連絡道路	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	12	
	計	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	12	
都市高速道路	内	0	0	3	0	3	0	0	1	0	0	5	12	
	外	0	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	9	
	計	0	0	4	0	11	0	0	1	0	0	5	21	
一般国道	指定区間内	内	64	0	0	3	0	0	0	7	0	0	74	
		外	34	8	12	26	11	3	0	6	6	0	116	
		計	98	8	12	29	11	3	0	6	13	0	190	
	指定区間外	内	490	1	18	8	36	3	0	8	3	1	32	600
		外	190	8	12	6	24	4	0	4	8	20	56	332
		計	680	9	30	14	60	7	0	12	11	21	88	932
都道府県道	内	1,563	5	99	2	48	8	0	24	39	26	121	1,935	
	外	678	21	205	6	58	17	0	31	18	56	197	1,287	
	計	2,241	26	304	8	106	25	0	55	57	82	318	3,222	
市町村道	内	126	0	43	2	7	1	3	0	5	6	20	213	
	外	1,140	150	12	71	13	8	0	17	5	78	42	1,536	
	計	1,266	150	55	73	20	9	3	17	10	84	62	1,749	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	内	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	地方道路公社	内	22	0	77	0	6	0	0	7	5	0	0	117
		外	4	0	6	2	8	0	0	1	0	0	5	26
		計	26	0	83	2	14	0	0	8	5	0	5	143
計	内	2,265	14	240	15	100	12	3	40	59	33	178	2,959	
	外	2,046	188	248	111	128	32	0	65	38	154	311	3,321	
	計	4,311	202	488	126	228	44	3	105	97	187	489	6,280	

- 注 1) 道路管理者が道路法第46条に基づき実施した通行止を、主たる原因別に計上した。
 2) 規制区内外の別の「内」は規制区間で実施した規制を、「外」は規制区間で実施した規制をさす。
 なお、規制区間は、「異常気象時における道路通行規制要領」（昭和44年4月1日付け建設省道政発第16号及び第16号の2建設省道路局長通達別紙）第2に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」（昭和45年9月18日付け建設省道政発第84号及び84号の2建設省道路局長通達）記2に規定する特殊通行規制区間をいう。
 3) 規制区内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。
 4) 通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止は計上していない。

図5 異常気象時の通行止め実績（平成19年度実績）



3 違法車両の取締り等

(1) 特殊車両の取締りについて

① 特殊車両の指導取締り実績

道路管理者は、車両制限令に定める基準値を超えている車両で、道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可（以下、「通行許可」という。）を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両の指導取締りを行っている。（表4、図6参照）

表4 特殊車両の取締り実績（平成19年度実績）

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両	措置内容					
		回数 (回)	時間 (時間)	人員(人)			指導警告 (件)	措置命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
東・中・西日本 高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,365	11,247	4,505	6,984	1,966	352	1,438	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	755	10,951	3,850	5,784	1,324	91	1,233	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,101	8,494	4,194	4,022	1,584	275	982	0	0	0	0
	小計	3,221	30,692	12,549	16,790	4,874	718	3,653	0	0	0	0
本州四国連絡高速道路株式会社		1	12	2	314	0	0	0	0	0	0	0
首都・阪神高速 道路株式会社等	首都高速道路株式会社	1,104	9,523	1,959	1,778	190	0	280	0	0	0	0
	阪神高速道路株式会社	2,855	16,542	104,759	1,086	987	689	298	0	0	0	0
	名古屋高速公社	365	1,122	339	0	1	1	0	0	0	0	0
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4,324	27,187	107,057	2,864	1,178	690	578	0	0	0	0
地方整備局等	北海道開発局	21	195	120	133	51	36	12	0	0	0	0
	東北地方整備局	48	961	95	288	123	108	15	0	0	0	0
	関東地方整備局	57	687	255	451	262	138	108	0	0	0	0
	北陸地方整備局	8	144	16	103	36	24	2	0	0	0	0
	中部地方整備局	54	532	142	308	217	122	36	0	0	0	0
	近畿地方整備局	194	2,542	425	1,090	685	670	9	0	1	0	0
	中国地方整備局	76	859	186	794	406	393	7	0	0	0	0
	四国地方整備局	31	312	60	113	55	50	5	0	0	0	1
	九州地方整備局	118	1,877	227	1,099	353	306	47	0	0	0	0
	沖縄総合事務局	18	142	36	112	36	21	1	0	0	0	0
小計	625	8,251	1,562	4,491	2,224	1,868	242	0	1	0	1	
都道府県		34	332	82	200	75	75	0	0	0	0	0
指定市		2	28	3	8	8	7	1	0	0	0	0
市町村		3	4	3	4	0	0	0	0	0	0	0
一般有料道路	東日本高速道路株式会社	121	912	445	435	260	19	134	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社	4	29	12	10	0	0	0	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社	84	927	411	413	337	23	131	0	0	0	0
	地方道路公社	1	6	2	16	16	16	0	0	0	0	0
計		8,420	68,380	122,127	25,545	8,972	3,416	4,739	0	1	0	1

注1) 許可取消、刑事告発以外の欄については、指導取締り基地等における取締りのみを計上し、他の業務に付随して行った取締り（例えば、料金収受業務中に、付随的に料金所の軸重計により違反者を発見し、措置を行った場合。）は含まない。

2) 許可取消、刑事告発の欄については、指導取締り基地における取締りの際の措置命令違反、常習違反による件数のほか、道路法47条第1項の規定又は許可条件に違反して車両を通行させ、重大事故を発生させたことによるものを含む。

3) 措置内容の区分は、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号建設省道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」による。

指導警告：措置命令の必要がない程度が軽微である場合に、文書をもって再発防止等を指導警告すること。

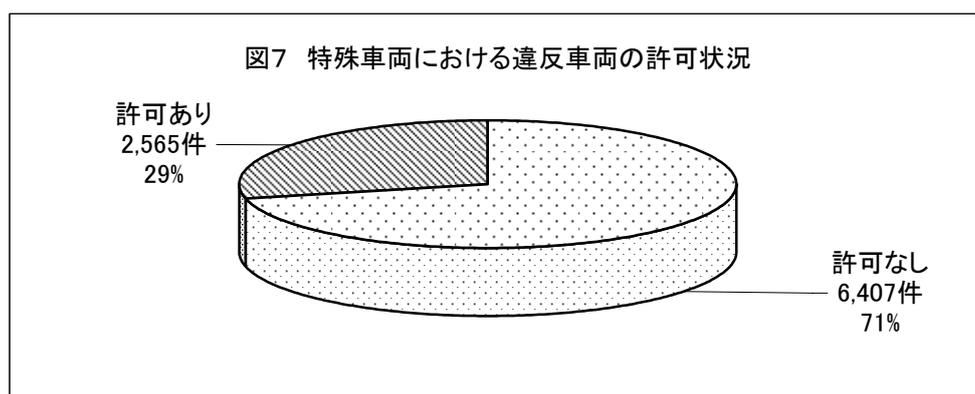
措置命令：違反車両に対し、車両構造の一部取り外し又は積載貨物の分割による重量、寸法の軽減措置、通行の中止、通行条件の遵守等を文書をもって命令すること。

地方整備局等	北海道開発局	0	25	4	29	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	1	16	22	51
	東北地方整備局	6	50	27	83	7	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	25	40	123
	関東地方整備局	29	102	32	163	16	3	2	5	0	2	0	0	4	0	1	0	29	2	35	99	262
	北陸地方整備局	11	2	0	13	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	23	36
	中部地方整備局	3	48	39	90	55	2	2	9	0	0	1	0	6	3	1	0	13	2	33	127	217
	近畿地方整備局	8	160	210	378	48	23	9	56	7	28	11	4	6	2	5	5	38	10	55	307	685
	中国地方整備局	11	68	61	140	19	2	1	10	0	1	0	0	6	0	2	0	22	3	200	266	406
	四国地方整備局	2	14	4	20	0	1	0	0	0	0	0	1	5	0	1	0	1	0	26	35	55
	九州地方整備局	2	208	47	257	2	8	0	2	0	0	0	2	4	0	0	0	10	1	67	96	353
	沖縄総合事務局	14	0	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	22	36
	小計	86	677	424	1,187	156	42	14	83	7	31	12	7	34	5	11	5	120	19	491	1,037	2,224
都道府県	15	22	3	40	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	22	1	9	35	75	
指定市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	7	8	
市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般有料道路	東日本高速株式会社	46	68	16	130	14	11	13	0	11	0	0	27	26	0	0	28	0	0	130	260	
	中日本高速株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	西日本高速株式会社	37	83	98	218	5	21	2	0	35	19	0	14	5	16	0	2	0	0	119	337	
	地方道路公社	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
	小計	83	167	114	364	19	32	15	0	46	19	0	14	32	42	0	2	28	0	0	249	613
計	2,041	3,440	926	6,407	466	136	168	169	98	59	42	36	219	179	43	45	368	34	503	2,565	8,972	

注1) 違反内容の区分については、以下のとおり。

- ①無許可：道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可を有しない場合。
 - 重量超過-車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重について車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
 - 寸法超過-幅、高さ及び長さについて車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
- ②許可有り：何らかの特殊車両通行許可を有する場合。
 - 経路違反-許可証と通行経路が異なる場合。
 - 積荷違反-許可証の積載貨物と積荷が異なる場合。
 - 重量超過-許可証の許可重量（総重量、軸重等）を超える場合。
 - 寸法超過-許可証の許可寸法（幅、高さ及び長さ）を超える場合。
 - 条件違反-条件書の許可条件（徐行条件、時間制限等）に違反した場合。
 - その他-その他の許可証及び条件書の記載内容違反、許可証不携帯等。

2) 1台の車両に複数の違反内容が該当する場合は、各々1件として計上している。



③ 車両取締り機器の設置状況

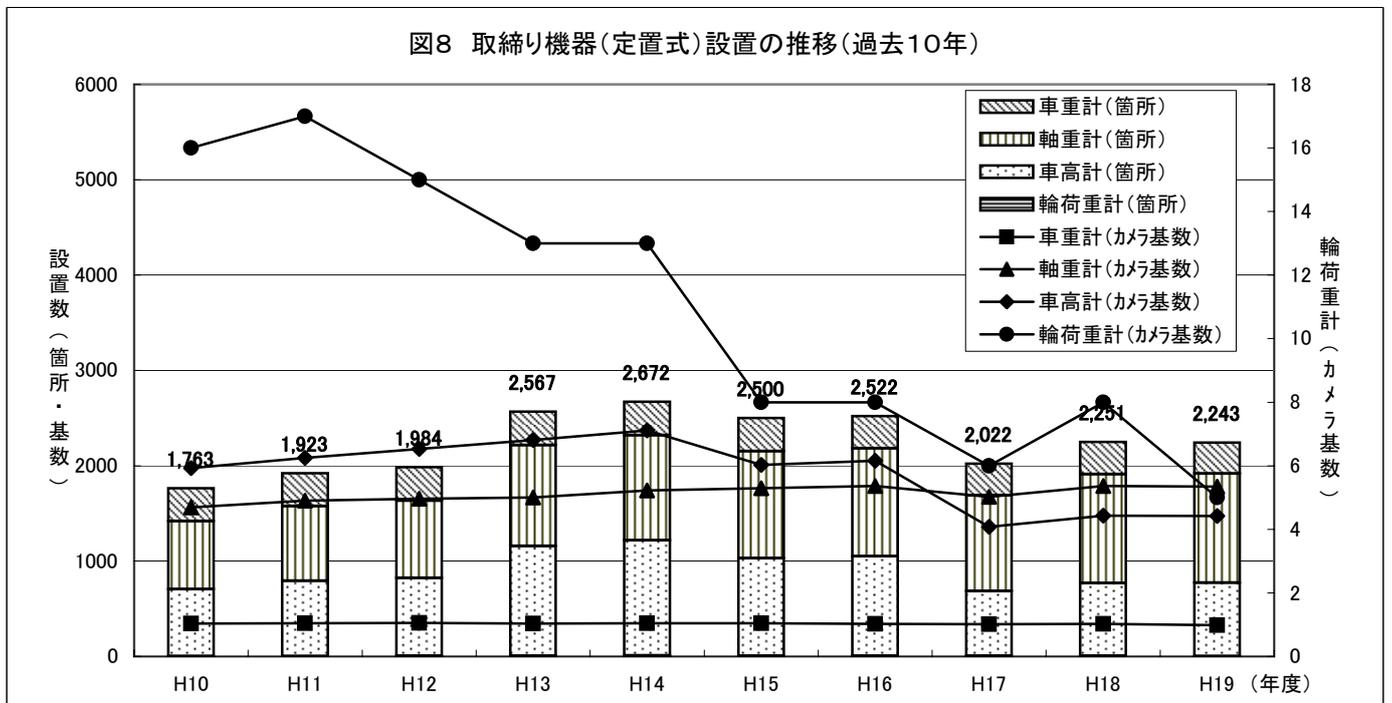
道路法に違反して道路を通行する車両の指導取締りを行うため、道路管理者は、車重計、軸重計等の車両重量測定機器の設置を行っている。

機器の設置状況は、都道府県道、市町村道に比較して高速自動車国道でより進んでいる。また、設置されている測定機器の基数については、軸重計の1,781基が最も多く全体の約50%を占めている。(表6、図8参照)

表6 取締り機器（定置式）の設置状況（平成20年4月1日現在）

道路種別		車重計		軸重計		輪荷重計		車高計		計	
		箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)
高速自動車国道		176	176 (0)	690	942 (0)	0	0 (0)	322	632 (0)	1,188	1,750 (0)
本州四国連絡道路		6	6 (0)	28	28 (0)	0	0 (0)	30	54 (0)	64	88 (0)
都市高速道路		7	6 (0)	261	578 (535)	1	2 (0)	327	643 (0)	596	1,229 (535)
一般国道	指定区内	103	105 (14)	40	58 (49)	3	3 (1)	26	32 (9)	172	198 (73)
	指定区外	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
都道府県道		7	7 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	7	7 (0)
市町村道		0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	21	22 (0)	124	172 (0)	0	0 (0)	50	79 (0)	195	273 (0)
	地方道路公社	6	6 (2)	1	3 (0)	0	0 (0)	14	33 (0)	21	42 (2)
計		326	328 (16)	1,144	1,781 (584)	4	5 (1)	769	1,473 (9)	2,243	3,587 (610)

- 注1) 管理を警察等他機関に委託しているものを含め、道路管理者が所有するものを計上している。
 2) 機器の分類は次のとおり。
 車重計：車両総重量を一度に計測する装置
 軸重計：一つの車軸の荷重を計測する装置
 輪荷重計：一つの車輪の荷重を計測する装置
 3) 設置箇所数については、
 ①同一地点であっても、上下線それぞれに設置している場合は、2箇所
 ②料金所等に複数のブースがあり、各々に機器が設置してある場合は、全体で1箇所として計上している。
 4) 基数欄の()には、違反取締り用カメラを有するものを内数で示す。



(2) 路上放置車両の処理について

近年、路上放置車両は減少傾向にあり、平成17年の自動車リサイクル法の施行、及び平成18年の違法駐車対策に伴う車検拒否制度の導入による民間の駐車監視員の巡回などが要因として考えられる。

平成19年度の路上放置車両発見台数は全体で18,023台であるが、このうち15,629台（約88%）

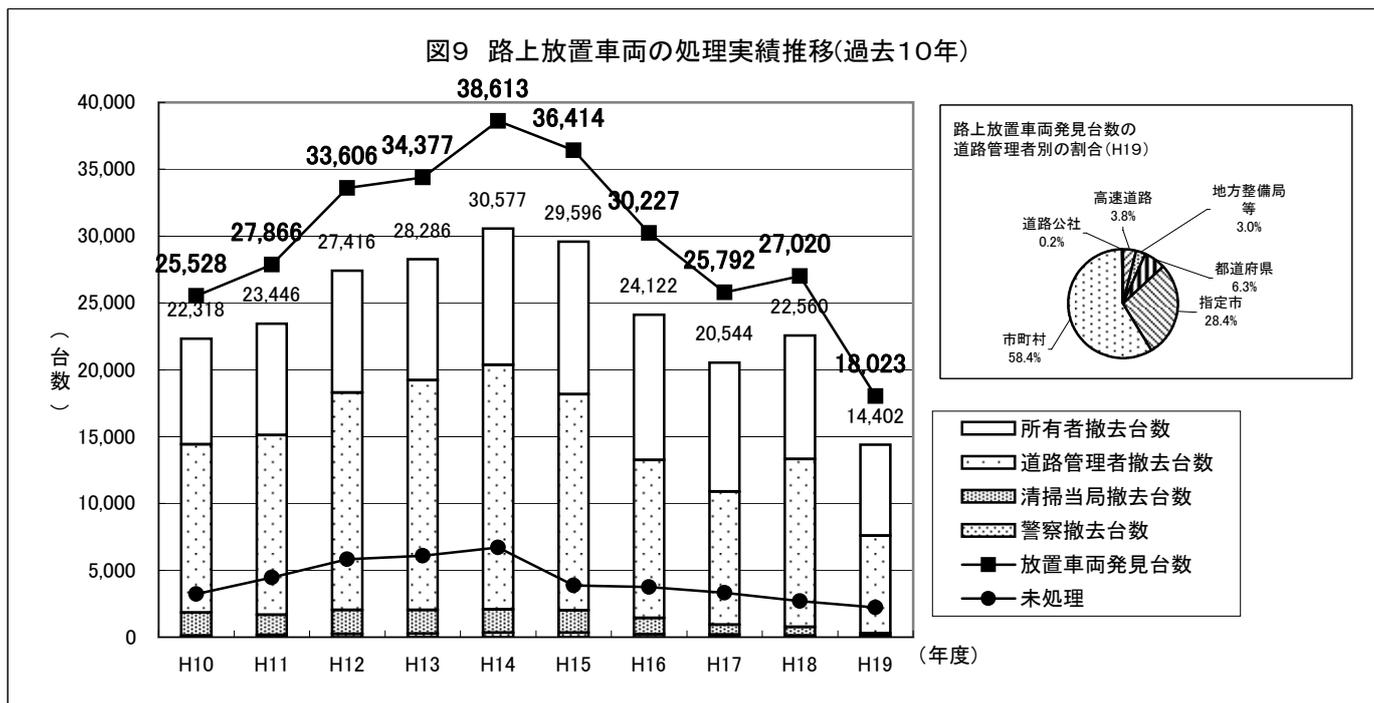
が指定市及び市町村におけるものである（前年度以前からの繰越分を含む。）。また、指定市及び市町村の右記台数のうち 8,885 台（約 57%）が、東京都、大阪府及び愛知県内におけるものであり、路上放置車両発見台数の半数強が大都市で発見されている。（表 7、図 9 参照）

表 7 路上放置車両の処理実績（平成 19 年度実績）

道路管理者	放置車両 発見台数	放置車両処理台数					計	未処理	
		所有者 撤去台数	道路管理者撤去台数		清掃当局 撤去台数	警察 撤去台数			
			廃棄物	違法放置物件					
東・中・西日本 高速道路株式会社	199 (392)	89 (53)	8 (60)	15 (45)	0 (0)	2 (2)	114 (160)	85 (232)	
本州四国連絡 高速道路株式会社	5 (3)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (2)	
首都・阪神高速 道路株式会社等	83 (0)	58 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	19 (0)	83 (0)	0 (0)	
地方整備局等	283 (261)	112 (28)	54 (85)	36 (69)	1 (0)	5 (0)	208 (182)	75 (79)	
都道府県	959 (183)	481 (81)	366 (37)	35 (0)	1 (0)	4 (3)	887 (121)	72 (62)	
指定市	4,065 (1,043)	1,506 (262)	906 (182)	963 (139)	36 (40)	9 (0)	3,420 (623)	645 (420)	
市町村	8,007 (2,514)	3,102 (1,014)	1,489 (604)	1,965 (244)	68 (39)	48 (8)	6,672 (1,909)	1,335 (605)	
地方道路公社	19 (7)	16 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (3)	2 (4)	
計	H19分	13,620	5,366	2,826	3,018	106	87	11,403	2,217
	繰越分	(4,403)	(1,441)	(968)	(498)	(79)	(13)	(2,999)	(1,404)
	合計	18,023	6,807	3,794	3,516	185	100	14,402	3,621

- 注 1) ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。
 2) 発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。
 3) 所有者撤去台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。
 4) 道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して（路上放棄車処理協力会から寄付を受けた場合も含む。）、自ら又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。
 5) 清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。
 6) 警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを計上している。
 7) 上段は当該年度分。下段括弧書きは、前年度以前からの繰越分。ただし、繰越分が把握できない管理者分は計上していない。

図 9 路上放置車両の処理実績推移(過去 10 年)



道路管理者は警察と協力しつつその排除に努めているものの、所有者の確認が困難な場合が多いため、結果、道路管理者が自ら廃棄することが依然として多い状況にあり、それが更に路上放置を助長するという悪循環が生じている例も見受けられ、今回の調査時点においても、路上放置車両発見台数の約 20%である 3,621 台が未処理状態となっている。このことから、道路管理者としては今後とも、関係機関との連携を緊密にし、路上放置車両対策に取り組むとともに、悪質、危険、迷惑な路上放置車両の根絶を図る必要がある。

3 おわりに

我が国は環太平洋火山帯に位置し、全世界の 7.0% にあたる 108 の活火山が存在しており、地震や噴火による不安定で脆弱な地質の地域が広範囲に分布している。また、日本は温帯に属するが、国土が南北に細長いため、北は冷帯から南は亜熱帯と地域によって気候区分が著しく異なるほか、季節風の影響をうけることから台風や梅雨などにより多量の雨が降ったり、暴風雨にさらされるなど非常に厳しい自然条件の下におかれている。特に、近年においては、局地的に激しい豪雨が突発的に発生するといった予測困難な異常気象が多く生じるようになり、従来までの常識が通用しないような気象条件の変化が傾向として見られる。しかしながら、こうした環境下においても、道路管理者は道路を良好に保ち、道路交通の安全を確保しなければならない。このため、道路管理者は豪雨等の自然現象により災害の発生の恐れがある箇所については、重点的なパトロール等を実施することにより常に異常の有無を把握し、異常が認められた場合には速やかに対策を講じなければならないし、日頃から関係機関との協力体制、情報収集・提供体制を整備しておく必要がある。

また、道路法は道路構造の保全、交通の危険防止のため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めており、制限を超える特殊な車両が通行するためには道路管理者の許可を受けることとされているが、依然として無許可又は許可の条件に違反する車両が多く、また、昨今においては、大型車両による事故が多発していることなどから、指導取締り体制や関係機関との連携を一層強化することで、法令を遵守させ、適正に道路を使用させることが求められている。

近年、道路利用者の道路交通情報に対するニーズはますます多様化、複雑化していることから、従来の道路交通情報をより充実させるとともに、今後も情報発信技術の高度化を検討していかなければならない。

以上のような道路管理上のさまざまな課題を検討するための資料として、全国の道路管理者に本調査結果を日々の業務に活用していただければ幸いである。

最後に、本調査にご協力いただいた全国のご担当者の皆様に、この場をお借りして御礼を申し上げたい。